

Ⅲ-税務

187 2つ以上の都道府県に法人住民税を納める場合の、法人住民税法人税割額の課税標準の分割の基準は次のうちどれか。

- a) 事務所又は事業所の数
- b) 事務所又は事業所の固定資産の価額
- c) 事務所又は事業所の売上高
- d) 従業者の数

188 事業年度が4月1日から3月31日で法人税申告の提出期限の延長を受けている会社が、法人税を6月30日に支払った場合に生じる事象として適切なものはどれか。

- a) 5月31日に支払った場合と支払額に変化はない
- b) 延滞税が課される
- c) 利子税が課される
- d) 無申告加算税が課される

16 法人税申告業務 16.4 法人税確定申告 正解：d

法人が複数の都道府県・市町村に事務所や事業所を有する場合、法人住民税の均等割は道府県・市町村（政令指定都市では区）が異なるごとに均等割が課されるが、法人住民税の法人税割は法人税割の計算の基礎となる法人税額の総額を関係する道府県・市町村ごとに分割して税額の計算を行う。この法人住民税の法人税割の分割基準は、各道府県・市町村において事業に従事する従業員の人数による。

具体的には、各道府県・市町村において事業に従事する従業員の人数により按分した法人税額に税率を乗じて法人住民税の法人税割を算出する。

したがって、正解は(d)となる。

16 法人税申告業務 16.5 法人税納付手続 正解：c

基本的に、法人税は決算日の翌日から2ヶ月以内に申告・納付する必要がある。例えば、事業年度が4月1日から3月31日の企業だと、決算日の翌日は4月1日であるため、そこから2ヶ月以内に当たる5月31日が申告期限となる。そして、この申告や納付の期限を過ぎてしまうと、無申告加算税や延滞税などのさまざまな附帯税が課される。

このように、法人税の申告期限は事業年度終了後2ヶ月以内と定められているが、株主総会の招集は事業年度終了後3ヶ月以内という会社法上の定めがある。つまり、事業年度の終了から3ヶ月目に株主総会を行う企業の場合は、通常の申告期限までに法人税の額が確定しないことがある。そのため、このような企業は「申告期限の延長の特例」の申請を行い、申告期限を1ヶ月延長して申告することが認められている。

しかし、この「申告期限の延長の特例」の申請を行う場合であっても、納付期限の延長は認められていない。そのため、法人税はあくまでも決算日の翌日から2ヶ月以内に、納付すべき税金を概算して納付（見込納付）し、申告期限後に差額を精算することが必要となる。

なお、申告期限の延長の特例の申請を行う場合であっても、事業年度終了後2ヶ月以内という納付期限までに（見込）納付しなかった場合には、無申告加算税や延滞税ではなく利子税が課せられる。

したがって、正解は(c)となる。